

茨城県マーチングバンド協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称は茨城県マーチングバンド協会 (IBARAKI MARCHINGBAND ASSOCIATION) とし、茨城県マーチング協会と呼称する。

(本部所在地)

第2条 本協会の事務局は理事長指定の場所 (茨城県日立市久慈町6丁目20番1号茨城県立日立商業高等学校内) に置く。

(組 織)

第3条 本協会は日本マーチングバンド協会関東支部に所属する。

第2章 目的および事業

(目 的)

第4条 本協会はマーチングバンドの普及と発展を通して、広く県民文化の向上と情操の陶冶をはかり、さらに他県および外国との文化交流に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本協会は前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 演奏会・コンクール等の開催
- (2) 講習会・研究会等の開催
- (3) 指導者の育成
- (4) マーチングの普及活動
- (5) その他目的達成に必要な事業

第3章 会員とその資格

(会 員)

第6条 本協会は下記の会員をもって構成する。

【正 会 員】 茨城県に所在するマーチングバンド (団体会員) または個人 (個人会員) であること

(ア) 団体会員とは、幼児、小学校または小学生、中学校または中学生 (小学生と中学生の混合含む)、高等学校 (中学生と高校生の混合含む)、一般 (大学・職場含む) とする。

(イ) 個人会員とは、公認指導員 (本部の定める資格認定規定に基づく)、一般会員 (公認指導員以外の指導員および指導員になろうとする者) とする。

【賛助会員】 本協会の主旨に賛同する個人および団体

(入 会)

第7条 本協会に入会するものは、入会申込書および入会金を提出し、理事会の承認を受ける。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会に諮り理事長がこれを除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を傷つめまたは本協会の目的に違反する行為のあったとき。
- (2) 会費を1年以上滞納したとき。

第4章 役員および事務局

(役 員)

第10条 本協会に次の役員を置く。

協会長	1 名	副協会長	若干名
理事長	1 名	副理事長	若干名
理 事	16名以内	監 事	2 名

(役員を選出および選任)

第11条 本協会の役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 協会長、副協会長は理事会が推薦し、総会に報告する。
- (2) 理事長、副理事長は理事会において選出し、総会で承認を受ける。
- (3) 理事は総会で選出する。
- (4) 理事長は理事会の承認を得て、本協会に功労のあった者を顧問・相談役に推戴することができる。
- (5) 監事は総会で選出する。

(役員職務)

第12条 本協会の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 協会長は本協会を代表し、その会務を統括する。
- (2) 副協会長は協会長を補佐し、協会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事長は本協会を代表して会務を執行する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理する。
- (5) 理事は理事会を組織し、本協会総会の権限にかかわる事項以外の事項を議決する。
- (6) 監事は事業の運営ならびに会計を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。補欠または増員により就任した役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(事務局)

第14条 本協会の事務および会計を処理するため、事務局を設け理事長がこれを任免する。

- (ア) 事務局長 1名
- (イ) 事務局員 若干名

第5章 顧問・参与および名誉役員

第15条 本協会に顧問・相談役および名誉役員を置くことができる。

第6章 会 議

(会議の種類)

第16条 本協会の会議は、総会・理事会とする。

(会議の招集)

第17条 総会は正会員で組織し、毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が招集する。

第18条 正会員総数の2分の1以上の要求があるときには理事長が臨時総会を招集しなければならない。

第19条 理事会は、理事長が招集する。

(会議の議長)

第20条 総会の議長は、会議の都度会員の互選で定める。

第21条 理事会の議長は副理事長がこれにあたる。

第22条 総会は会員総数の4分の1以上、理事会はその構成員の2分の1以上の出席で成立する。委任状によりあらかじめ意思を表示したものは出席とみなす。

(会議の議決および審議)

第23条 会議の議決は過半数の賛成で決し、賛否同数の場合は議長が決める。

第24条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算に関する事項
- (2) 事業報告および収支決算に関する事項
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) 理事長・副理事長・理事の承認および監事の選任
- (5) その他特に重要な事項

第25条 理事会は総会に次ぐ議決機関とし、次の事項を審議し議決する。

- (1) 総会に関する事項
- (2) 協会長・副協会長・顧問・参与・名誉役員の推薦に関する事項
- (3) 理事長・副理事長の選出に関する事項
- (4) 事業の企画運営に関する事項
- (5) 会計の運用に関する事項
- (6) 規約の施行に必要な事項
- (7) 諸文化団体との連絡に関する事項
- (8) その他必要な事項

第7章 会 計

(経費の支弁)

第26条 本協会の経費は、会費・入会金・事業収入・補助金・寄付金・その他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第27条 本協会の会費は次の会費を納入しなければならない。

- (1) 団体会員 8,000 円
- (2) 個人会員 2,000 円
- (3) 賛助会員 賛助会費 1口 10,000 円

(入会金)

第28条 本協会に団体会員に入会するものは、入会金 5,000 円を納入しなければならない。

(会計年度)

第29条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 補 則

(細 則)

第30条 本規約の施行に必要な細則は理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 団体会員が納める会費は本協会に直接納入し、個人会員が納める会費は日本マーチングバンド協会に納入する。

本規約は、昭和61年5月24日より施行する。

本規約は、平成4年5月16日改正、同日より施行する。

本規約は、平成11年4月10日改正、同日より施行する。

本規約は、平成12年4月8日改正、同日より施行する。

本規約は、平成18年4月16日改正、同日より施行する。

本規約は、平成21年4月12日改正、同日より施行する。

本規約は、平成25年4月6日改正、同日より施行する。

本規約は、令和3年4月18日改正、同日より施行する。